



「鹿児島県自動車税過誤納金の還付請求権の譲渡・譲受に関する取扱条項」

- 1 還付先の変更については、納税義務者（自動車税過誤納金及び還付加算金の還付請求権の譲渡者。以下「甲」という。）及び還付請求者（自動車税過誤納金及び還付加算金の還付請求権の譲受者。以下「乙」という。）の連名で申請するものとする。
- 2 甲は各課税年度における自動車税を納付すべき者とし、自動車税過誤納金及び還付加算金の還付請求権の譲渡・譲受に関する合意について、第三者へ異議を申し立てないものとする。
- 3 甲が乙に債権譲渡する以前（譲渡日の記載がない場合は、申出書の受理日とします。）に、甲に県税等の未納がある場合は、地方税法第17条の2の規定により先に当該未納の県税等に自動車税過誤納金及び還付加算金を充当し、なお余剰がある場合に還付するものとする。
- 4 この還付金受領者変更による紛争については甲乙間で解決するものとし、鹿児島県には何らの負担をかけないものとする。
- 5 鹿児島県は必要に応じて自動車税の過誤納金及び還付加算金の還付請求権の譲渡・譲受の内容について調査し、内容に疑義があるときは自動車税過誤納金の還付請求権譲渡申出書を受理しないものとする。